

令和8年3月3日

「京都マラソン 2027」協賛獲得等業務に係るプロポーザルに関する質問及び回答

	質問内容	回答
1	参加資格要件5（1）オ及びカにおいて、京都市の市民税・固定資産税並びに水道料金・下水道使用料の未納がないことと記載しているが、京都市内に本店・支店・営業所等を有しておらず、これらの課税対象となっていない事業者についても参加は可能か。	京都市内に本店・支店等がなく、京都市への支払が発生しない場合は、未納の対象とはならないため、参加資格を有します。
2	また、その場合に提出が必要となる書類（非課税証明書等）があれば教えてほしい。	非課税証明書等の書類につきましては、提出の必要はございません。